はじめに

当社では、従来からネットワークのオープン化を進めるとともに、相互接続について自主的に ルールを定めて推進してまいりました。特に他事業者様との円滑な接続の実現に向け、相互接続 の手続き等を解説した「相互接続ガイドブック」を発行しております。

当社では、ブロードバンドサービスを始めとした情報通信市場全体の更なる発展のためには、 他事業者様個々の努力による事業拡大はもとより、他事業者様相互間の協調関係によりネットワーク自体の価値を高めてゆくことが必要であると考えております。当社のネットワークと他事業者様との相互接続においては、これまでどおりにご利用いただけることはもとより、これまで以上に他事業者様向けに使い勝手の良いネットワークリソースの提供に努めていきたいと思っております。 本冊子をご活用のうえ、当社のネットワークの積極的なご利用をお願いいたします。

1

本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

- ①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。
- ②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。
- ③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報は、ホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

http://www.ntt-east.co.jp/info-st/

お申込み頂く前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくことになりますが、速やかな接続の 開始のために、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び 本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

相互接続に関する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化につながるものと考えており、他事業者様からの「すべての接続要望にお応えする」ことを原則として取り組んでいます。

また他事業者様のご利用しやすい、他事業者様から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

- 接続要望に関する基本的考え方―すべての接続要望にお応えします
 - 接続約款に規定した費用をお支払いいただきます。
 - 当社が接続をお断りするのは接続約款(第22条第1項)に規定した以下の5つの場合です
 - ①当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
 - ②接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合
 - ③接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠っている場合又は怠るおそれがある場合
 - ④接続のための設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難な場合
 - ⑤接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、 かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じない場合(③に掲げる理由を除きます。)

● 相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし、同一条件を確保します

目 次

	Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ① ・・・・・・・・・・・・ 30
本ガイドブックの構成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ② ・・・・・・・・・・・・ 31
相互接続に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	Ⅲ-3-②他事業者様が工事、保守を実施する場合・・・・・・・・・・・・ 32
	Ⅲ-3-③当社が工事、保守を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・ 33
第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要	(参考)コロケーションに関する標準的期間 ・・・・・・・・・・・ 34
I 当社のネットワーク構成(電話網) ・・・・・・・・・・・・・・ 6	(参考) 通信用建物等において工事可能な工事会社の基準・・・・・・・ 35
Ⅱ 当社のネットワーク構成(ISP接続用ルータとの接続) ・・・・・・・・・ 7	Ⅲ-4-① 線路設備調査及び接続申込み(中継系光ファイバとの接続の場合)・・・・ 36
Ⅲ 第一種指定電気通信設備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ⅲ-4-② 線路設備調査及び接続申込み(中継系光ファイバとの接続の場合)・・・・ 37
Ⅳ 標準的な接続箇所と技術的条件 ・・・・・・・・・・・・・・ 9	Ⅲ-5 光回線設備接続申込み(加入者光ファイバとの接続の場合)①・・・・・・ 38
▼ 相互接続に必要な契約等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	光回線設備接続申込み(加入者光ファイバとの接続の場合)②・・・・・・ 39
Ⅵ-1 相互接続に関わる主な費用(1)(内容、請求方法等)・・・・・・・・ 11	Ⅲ-6 光回線設備接続申込み(局内光ファイバとの接続の場合) ・・・・・・・ 40
Ⅵ -2 相互接続に関わる主な費用 (2) (設備対応イメージ) · · · · · · · · · 12	Ⅲ-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み ・・・・・・・・ 41
Ⅵ-3 相互接続に関わる費用(網使用料)の支払い義務について ・・・・・・ 13	Ⅳ 接続用ソフトウェアの開発/接続用設備の設置又は改修 ・・・・・・・・ 42
(参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法 ・・・・・ 14	IV-1 接続用ソフトウェアの開発/接続用設備の設置又は改修 ・・・・・・・・ 43
Ⅵ-4 相互接続に関わる費用(網改造料)の支払い義務について ①・・・・・・ 15	IV-2 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)① ・・・・・・・・・ 44
相互接続に関わる費用(網改造料)の支払い義務について ②・・・・・・ 16	▼-2 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)②・・・・・・・・・・・ 45
Ⅵ-5 相互接続に関わるその他の費用負担(コロケーションスペース等)について・17	Ⅳ-3 基本的な接続機能の利用(個別要望開発以外) ・・・・・・・・・・ 46
Ⅵ-6 相互接続に関わるその他の費用負担(光ファイバ)について ①・・・・・・ 18	Ⅳ-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み(個別要望開発)・・・・・47
相互接続に関わるその他の費用負担(光ファイバ)について ②・・・・・・ 19	(参考)網機能提供計画で届け出た機能のご利用について ・・・・・・・ 4 8
Ⅵ-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認 ・・・・・・・ 20	Ⅳ -5 個別建設契約・設備工事 ・・・・・・・・・・・・・・ 49
Ⅵ-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い ・・・・・・・ 21	Ⅳ-6 中間配線盤に係る手続き ・・・・・・・・・・・・・・ 50
	V 相互接続協定等の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第2章 相互接続開始までの手順	V -1 相互接続協定等の締結 ・・・・・・・・・・・・・・ 52
I 調査から相互接続開始までの概要 ・・・・・・・・・・・・・・ 23	▼-2 接続に関してご協力いただく事項 ・・・・・・・・・・・・ 53
■ 相互接続手順(全体フロー) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24	(参考) 接続試験の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
Ⅲ 調査から接続申込みまでの手続き ・・・・・・・・・・・・・・ 25	Ⅵ お問い合せ・申込み等の窓口 ・・・・・・・・・・・・・ 55
Ⅲ-1-① 事前調査申込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
Ⅲ-1-② 事前調査回答 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	第3章 各種様式
Ⅲ-1-③ 接続申込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	各種様式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
Ⅲ-2 事前昭会申込み ・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	